

平成28年度 学校給食費助成のお知らせ

子どもを産み育てやすいまちづくりを進めるため、平成28年度分の給食費から、多子世帯の小中学校給食費の一部を助成します。下記要件に該当する保護者の方は、申請書をご提出下さい。

助成を受けられる保護者の要件

同じ世帯で、「18歳の誕生日以後の最初の3月31日までの子」を3人以上養育していること。なお、子が別世帯となっても、保護者と生計が同一であれば、同じ世帯とみなします。

※助成対象費用となるのは、上記の子うち、年長の子から数えて第3子以降の小中学生の給食費です。

【助成対象費用となる小中学生の例】

	子A	子B	子C	子D
①世帯	高校生	中学生	小学生(対象)	—
②世帯	高校生	中学生	中学生(対象)	小学生(対象)
③世帯	(大学生)	高校生	小学生	小学生(対象)
※大学生は上記要件により、第3子を判定する世帯員には該当しません。この場合は、子Bの高校生を第1子として数えるため、子Dの小学生が第3子となります。				
④世帯	(大学生)	(大学生)	高校生	中学生
※大学生は上記要件により、第3子を判定する世帯員には該当しません。この場合は、子Cの高校生を第1子として数えるため、第3子はいないこととなります。				

※上表では、中学校を卒業し18歳の誕生日以後の最初の3月31日までの子を「高校生」と表しています。

※ 部分の小中学生の給食費が助成対象費用となります。

助成対象費用

第3子以降の小中学生の学校給食費として、学校に支払った費用となります。

平成28年度分(平成28年4月～平成29年3月)の学校給食費が助成対象費用です。

申請書の提出 ※裏面に記入例

申請書を **2月16日(木)** までに学校へご提出下さい。

教育委員会学校指導課において申請書の内容を確認し、後日、助成対象となる保護者様には、助成金を請求するためのご案内をお送りいたします。

※お問い合わせ

加賀市教育委員会 学校指導課 Tel 72-7975